

中国税務ニュースレターNo.2(2020年7月31日)

ロイヤリティ支払いと関税の徴税強化

中国子会社を設立して製品の製造を行う場合、日本の親会社から中国子会社に対して、①技術やノウハウを提供する(技術移転契約を締結する)とともに、②製品を製造するための原材料を輸出販売することが一般的に行われています。

②で原材料を中国子会社に輸出販売する場合には、中国での通関時に、中国子会社が税関に対して関税を納付することになります。関税は、課税標準(原材料の販売価格に運賃、保険料等を加えたCIF価格)に関税率を乗じて計算しますので、例えば、CIF価格が100万円で、関税率が5%であれば、 $100\text{万円} \times 5\% = 5\text{万円}$ と計算されます。

しかし、①で技術移転契約に基づいて日本の親会社に対しロイヤリティが支払われると、CIF価格に当該ロイヤリティを加えて関税課税標準とすることが求められており、上記例でロイヤリティ料率が4%だとすると、 $100\text{万円} \times (1 + 4\%) \times 5\% = 5.2\text{万円}$ の関税を納付する必要があります(0.2万円の関税負担増)。

ただし、(a)ロイヤリティと原材料に関係がない場合か、(b)ロイヤリティの支払いが中国国内での販売の条件となっていない場合には、ロイヤリティを関税課税標準に加える必要はないものとされています。また、ロイヤリティと原材料に関係があるか否かについては、日本の親会社が当該特許やノウハウを用いて原材料を製造しているか等により判断することになっています。

上記のようなルールは従前より存在していましたが、近年、「『輸出入貨物通関申告書記入規範』の改正に関する公告(税関総署公告2016年第20号)」、「税関監督管理方式の増設に関する公告(税関総署公告2019年第20号)」及び「特許権使用料納税申告の手続関連問題に関する公告(税関総署公告2019年第58号)」等が發布されたことに伴い、ロイヤリティが支払われている場合の原材料等の輸入に係る関税の徴税強化が行われています。

なお、上記(a)(b)いずれかの要件を満たしているにもかかわらず、税関よりロイヤリティを関税課税標準に含めるよう指摘されるようなケースもあります。例えば、日本の親会社が日本で原材料を調達し、そのまま中国子会社に転売する場合には、当該原材料に日本の親会社の特許やノウハウが含まれることはないため、(a)ロイヤリティと原材料に関係がない場合に該当しますが、それにもかかわらず、税関よりロイヤリティを関税課税標準に含めるよう指摘を受けた事例がありました。

税関の指摘が正しくない(詳細を把握せずに正しい判断を下していない)こともあるため、指摘を鵜呑みにせず、まずは条文の要件を満たしているかについてご検討頂く必要があります。また、技術移転契約を作成する際にも、記載内容を工夫することにより、ある程度リスク回避が行えるものと思われるので、事前に専門家に相談されると良いと思います。

以上

お問い合わせ

リーガレックス合同会社

東京事務所

業務執行社員 公認会計士・税理士 金子 広行 (hiroyuki.kaneko@legalex.co.jp)

ニュースレター発行会社紹介

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
設立	2019年8月
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都千代田区丸の内1-1-3 日本生命丸の内ガーデンタワー [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
ホームページ	https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。

